

三光鳥

サンコウチョウ

静岡法律事務所グループニュース第12号

2026(令和8)年7月吉日

発行 静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所
〒420-0867
静岡市葵区馬場町4-3-1
電話 054-254-3205
FAX 054-253-5009
http://shizu-law.jp



暑中お見舞い申し上げます



静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。

民事訴訟のweb化 フェーズ3が始まりました！

民事裁判のフェーズ3とは、今年の5月21日に全面施行された改正民事訴訟法による、民事裁判手続の「全面デジタル化」を指す用語です。フェーズ3で何が変わったのかを、具体的に見てみましょう。

静岡法律事務所 所長 大多和 暁



1 電子申立て (mints)

- ・まず、訴状提出がmintsというソフトを使ってオンラインで出来るようになりました。
- ・それだけではなく、弁護士は電子申立て義務があり、mintsによるオンライン申立てをする必要があります。
- ・また、証拠(PDF・動画等)もオンライン提出となりました。

2 電子納付 (ペイジー)

- ・これまでは、裁判所の手数料は収入印紙で納めていましたが、ペイジーというソフトを使った電子納付となりました。
- ・また、これまで裁判所に納めていた郵便切手も、申立手数料に一本化して電子納付で金額を納めることとなりました。

3 オンライン送達 (システム送達)

- ・準備書面などをオンラインで受領することとなりました。
- ・その場合、閲覧・ダウンロードした時点で送達の効力が発生します。

4 証拠提出のデジタル化

- ・書証はPDFで提出します。また、電磁的記録自体(動画・音声・画像)が証拠として扱われます。
- ・証拠説明書もオンラインで提出します。

5 ウェブ会議による証人尋問

- ・Teamsというソフトを利用して、オンライン尋問ができるようになりました。
- ・また、この場合、裁判所以外の場所での出頭が可能となりました。

6 電子判決書

- ・判決書はmintsにアップロードされる形で出されます。
- ・この場合の控訴期間の起算点も、オンライン閲覧時点となります。

7 執行手続の一部デジタル化

- ・強制執行において、判決書などの債務名義が、記録事項証明書で代替することが可能となりました。

(再審法改正について)

刑事裁判をやり直す再審制度見直しのための刑事訴訟法改正案が、7月17日に成立した。しかし、①新設された証拠開示の規定は、開示対象証拠の範囲がこれまでより狭くなる恐れがあり、②開示証拠の「目的外使用」を罰則付きで禁じる規定が設けられるなど、問題が大きい。③再審開始決定に対する検察の不服申立(抗告)は原則禁止とされたが、検察が守るべき規範に過ぎないと説明されるなど、その実効性に疑問も残る。

今後の運用の中で付則や付帯決議に基づきより良い結果を生み出すとともに、5年後見直しに向けた議論を早急に開始する必要がある。



無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。
相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約ください。

無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時

土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時～20時 055-943-5350



特集

「カスハラ対策の義務化が10月施行」

弁護士 桐山 圭悟

労働施策総合推進法が改正され、カスハラ対策が事業主のハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務とされて、今年の10月1日から施行されます。今回の特集では、これについてご紹介します。

1 カスハラ（カスタマー・ハラスメント）とは

そもそも、カスハラ（カスタマー・ハラスメント）とは、職場において行われる

①顧客等の言動であって

②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより

③労働者の就業環境が害されるものとされています（改正労働施策総合推進法33条1項）。

これには、電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれるとされています。

2 事業主が講じるべきカスハラ防止義務

事業主は、以下の10項目の措置を必ず講じなければならないとされています（令和8年厚生労働省告示第51号）。

（1）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する。

②カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する。

（2）相談体制の整備

③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする。

（3）事後の迅速かつ適切な対応

⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する。⑥被害者に対する配慮のための措置を行う。⑦再発防止に向けた措置を講ずる。

（4）対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置

⑧特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する。

（5）そのほか併せて講ずべき措置

⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する。

⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する。

ひとこと

今国会では、国旗の損壊等の処罰に関する法律が成立した。その立法趣旨は、国旗を大切に思う国民感情を保護するものとされたが、国旗を大切に思う感情も、批判的感情も、まさに国民一人ひとりの内心の自由に属するものでは。とすると、同法は、憲法第19条の内心の自由を侵害するものとして憲法違反の疑いがある。

静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、2つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

【静岡法律事務所】



弁護士 大多和 暁	弁護士 望月 正人	弁護士 池田 剛志	弁護士 植松 真樹
弁護士 古澤 一樹	弁護士 菅野 雄児	弁護士 伊東 達也	弁護士 伊藤 博史
弁護士 桐山 圭悟	弁護士 上野 哲郎	弁護士 小川 寛大	弁護士 窪田 幹洋
弁護士 金光 誉樹	弁護士 丸山 大貴	弁護士 末高 裕之	弁護士 大石 光輝

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】



弁護士 井上 将宏

【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額（主として月額3万円～）の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになります。また継続的な関係の中で顧問会社（組合）の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社（組合）の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社（組合）の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員（組合員）への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

